○● くらしの安心・安全ネット・いろいろ情報便 ●○

京都府消費生活安全センター (3月29日第773号)

~国民生活センターからのお知らせ~

- ① 不安をあおって契約させる 給湯器の点検商法に注意
- ② 子どものオンラインゲーム 無断課金につながるあぶない場面に注意!!
- ③ 「在留外国人向けリーフレット」について
- ④ なくならない洗濯用パック型液体洗剤による事故

ー子どもだけでなく高齢者が誤って口に入れる事故も発生ー

① 不安をあおって契約させる 給湯器の点検商法に注意

~国民生活センターからのお知らせ~

<事例>

数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。 業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。最近交換したばかりな ので不審に思ったが、もし不具合がありお風呂にも入れなくなったら大変だと思い、承諾してしまった。費 用は約50万円だという。高額だし不審なのでこの契約をやめたい。(70歳代)

くひとこと助言>

- ・点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応 じないようにしましょう。
- ・点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に 交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- ・購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- ・給湯器は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り替えを推奨しています。
- ・契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

<詳細>国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen478.html

<第478号リーフレット版>

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen478.pdf

② 子どものオンラインゲーム 無断課金につながるあぶない場面に注意!!

~国民生活センターからのお知らせ~

<事例1>

母親のスマホを母親のアカウントにログインした状態で小学生の娘に貸したところ、娘がアカウントのパス ワードを変更して登録されたクレジットカードでゲーム課金してしまった。

<事例 2>

日頃から、小学生の息子に母親の古いスマホを自宅の Wi-Fi に繋げて使用させていた。課金には母親の指紋 認証が必要な設定にしていたが、母親のアカウントにログインした状態であったため息子が自分の指紋を追 加登録して約5万円ゲーム課金してしまった。

<事例3>

母親名義で契約し中学生の息子を利用者登録したスマホを息子に使用させていたところ、5 カ月の間にキャリア決済で約5万円ゲーム課金してしまった。

<事例 4>

中学生の息子が、息子のスマホで1年前から総額約55万円をゲームに課金していた。数年前に母親がゲーム 課金以外の目的で息子のスマホにクレジットカード番号を入力したことがあったが、そのクレジットカード 番号で息子はゲーム課金をしたようだ。

<保護者へのアドバイス>

- ・保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウント(Apple や Google)は必ずログオフしましょう。
- ・保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して保護者が管理しましょう。この機能で課金を承認制に設定できます。
- ・スマホのアカウント決済とキャリア決済のそれぞれに、決済時の承認 (パスワード、指紋認証、顔認証など)を設定しましょう。パスワードは子どもが類推できない文字列で設定しましょう。
- ・クレジットカードは保管場所に注意が必要です。また、子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は忘れずに削除してください。
- ・キャリア決済は必要に応じ上限額を低くしましょう。子ども用のスマホを契約する際は特に注意が必要です。
- ・日頃から決済完了メールや明細を確認しましょう。
- ・子ども自身が考えて適切にゲームと付き合えるように子どもと一緒に行う対策も重要です。子どもが遊ぶゲームの課金の仕組みを一緒に確認したり、オンラインゲーム課金についてルールを決めたりしましょう。
- ・民法では、未成年者が保護者の同意なく契約した場合は取り消すことができます。ただし、子どもが保護者のアカウントでログインしたスマホで課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行った とみなされる場合もあります。
- ・トラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

*消費者ホットライン「188 (いやや!)」番最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

<詳細>国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240313_1.html

<啓発資料>

子どものオンラインゲーム無断課金につながるあぶない場面に注意!! https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240313_1_lf.pdf

<報告書本文>

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240313 1.pdf

 \Diamond \blacklozenge \Diamond

③「在留外国人向けリーフレット」について

~国民生活センターからのお知らせ~

- ●スマホのセット契約に関するトラブル
- ・日本語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_bc_withsp_ja_lf.pdf

• 英語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_bc_withsp_en_lf.pdf

●トイレの修理サービスの高額請求に関するトラブル

· 日本語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_rep-t_ja_lf.pdf

• 英語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_rep-t_en_lf.pdf

●中古車の購入に関するトラブル

· 日本語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_ucar_ja_lf.pdf

• 英語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_ucar_en_lf.pdf

●定期購入トラブル

・日本語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_sbsc_ja_lf.pdf

• 英語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_sbsc_en_lf.pdf

●賃貸住宅の敷金・原状回復トラブル

· 日本語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr_rh_ja_lf.pdf

• 英語版

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/pdf/tr rh en lf.pdf

<詳細>国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/c-edu/data/c-edu_foreign_lf.html



④ なくならない洗濯用パック型液体洗剤による事故 -子どもだけでなく高齢者が誤って口に入れる事故も発生-

~国民生活センターからのお知らせ~

2015年3月、消費者庁と国民生活センターは、子どもが濃縮液体洗剤を水溶性フィルムに包んだ洗濯用パック型液体洗剤(以下、「パック型液体洗剤」とします。)を握ったりかんだりしているうちに破れてしまい、被害に遭う事故について注意喚起(注)を行いました。しかし、その後もパック型液体洗剤を誤って口に入れた、フィルムが破れて目に入ったなどの事故が発生しています

医療機関ネットワークや PIO-NET には、子どもだけではなく高齢者による事故情報も寄せられています。 また、これら以外にも、国内で同様な事故について複数の報告が見られました。パック型液体洗剤による事故が引き続き発生しているため、再度、注意喚起します。

<事例>

●医療機関ネットワーク

- ・保護者が入浴中、脱衣所で待たせていた子どもが、床に置いてあった洗濯用パック型液体洗剤の容器を開けて洗剤をなめていた。
- ・子どもが洗濯用パック型液体洗剤を触っていて、フィルムが破れてしまい、中身が左目に入ったため、受診した。
- ・認知症のある高齢者が、自宅の洗面所に置いてあった洗濯用パック型液体洗剤を 1~2 個食べてしまった。
- ・高齢者が柔軟剤入りの洗濯用パック型液体洗剤を 1 個、食べ物と思い誤って食べてしまい、救急搬送された。

●PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)

- ・保護者が洗面台の掃除をしていたところ、そばにいた子どもが急に泣き出したので、振り返ると、洗面台の下の棚に置いてあった洗濯用パック型液体洗剤を容器から取り出し、口に入れていた。
- ・洗濯用パック型液体洗剤が3個くっついていた。それぞれはがそうとしたとたん、フィルムが破れ、中身が目に入った。
- ・高齢者施設に入所していた高齢者が、洗濯用パック型液体洗剤を食べてしまい、救急搬送された。

●動画【YouTube】

https://www.youtube.com/watch?v=YrdwU860nK0

<消費者へのアドバイス>

- ・パック型液体洗剤は、子どもだけでなく、不用意に触ってしまうおそれのある方の手の届くところには置かないようにしましょう。
- ・パック型液体洗剤を使用したあとは、必ずふたなどをしっかり閉めて、子どもなどの手の届かない置き場所にすぐ戻すことを習慣にしましょう。
- ・パック型液体洗剤をぬらさないよう気を付けましょう。
- ・子どもや高齢者などが誤って口に入れてしまい、洗剤などを飲み込んだ可能性がある場合や、目に入り、よく洗い流しても異常を感じる場合には、商品の成分が分かるパッケージなどを持って医療機関を受診しましょう。

<詳細>国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240313_2.html

<報告書本文>

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240313_2.pdf

いろいろ情報便では、会員の皆さんが発信される情報も提供したいと考えております。 団体に寄せられた相談事例や消費生活に関する講座の開催情報もぜひご提供ください。 その他、いろいろ情報便等に関するご意見・ご要望もお待ちしております。

京都くらしの安心・安全ネットワーク

(事務局:京都府消費生活安全センター)

情報の提供やご意見・お問い合わせは…

TEL: 075-671-0030 FAX: 075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

★★ 消費者ホットライン 188(いやや) 泣き寝入り ★☆

「消費者ホットライン」は、消費生活相談の全国共通の電話番号です。 上記の電話番号にかけると、最寄りの消費生活センターへつながります。
